

等々力老人いきいの家の指定管理期間の更新について

～等々力硬式野球場改築工事スケジュールの変更に伴う指定管理者の非公募更新について～

1 施設の現状

- 所在地：中原区等々力1-1(等々力緑地内)
- 建築年月日：昭和52年1月(築40年) RC2階建て 1階部分
- 延床面積：329.17㎡(全市平均：350㎡)
- 施設運営：指定管理者制度
 - 第1期(H18.4.1～H21.3.31)《中原区社会福祉協議会》
 - 第2期(H21.4.1～H26.3.31)《中原区社会福祉協議会》
 - 第3期(H26.4.1～H30.3.31)《中原区社会福祉協議会》
- 利用状況：年間利用者数 16,354人/1日平均利用者数55人(平成28年度)
 - ※川崎市平均 12,237人/41人
- 特記事項：建物は建設緑政局公園管理課の所管。

2 建物移転の経緯

- 建物移転決定の経緯(平成24年度)
 - ①現在の建物は、耐震診断(平成7年度)の結果、補強不要となっていたが、当時、築36年を超過し老朽化が進んでいたことから、将来的に多額の修繕費用等が必要な状況であった。
 - ②近隣に「ごうじいきいの家」が存在するが、利用者数がいこいの家の中でも多い施設であり、収容能力の観点から、「等々力」の利用者を「ごうじ」で受け入れることは困難であった。
 - ※「ごうじいきいの家」：年間利用者数17,378人/1日平均利用者数59人(平成24年度実績)
 - ③等々力緑地以外への移転については、周辺地域における代替地の確保が困難な状況にあった。

等々力緑地再編整備計画において、緑地内での移転を検討した結果、現在のいきいの家に近接し、直近で整備が予定されている硬式野球場への複合化による整備を行い、**平成29年度中の硬式野球場の整備完了に併せ、平成30年度に移転する計画**とし、平成25年3月に「等々力いきいの家運営委員会」において地元説明を行い、移転に関する調整を行ってきた。

3 指定管理期間について

- 指定管理期間

等々力緑地の再編整備に伴い、等々力いきいの家は平成30年度に移転する計画であったことや、地元との調整の中で設備等に関する仕様の変更などが想定されたことから、第3期指定管理期間については、同一グループ内で他の区内6箇所のいきいの家と差別化を図り、平成26年度から平成29年度までの4年間として平成25年度に公募を行っている。
- グルーピングによる運営

平成19年度の包括外部監査(こども文化センターの運営)において、「民間事業者にとって、ある程度まとまった単位の施設が指定管理者に選定されなければ採算性の確保ができず、応募を見送った可能性もあるなど、施設数が多いことを考慮すると複数の施設単位でのグルーピング化も有用。」との指摘を踏まえ、こども文化センターについてグルーピングによる公募を実施している。

いきいの家においても、施設の保守委託業務などにおけるスケールメリット、一定地域における複数施設の同一の指定管理者が管理することによる、施設・地域団体との連携による相乗効果、事務手続きの簡素化と事業者等が応募しやすい条件となることでの競争原理の活性化等のメリットを勘案し、行政区を単位としてグルーピング化による公募(期間:H26.4.1～H31.3.31)を行い、現在、各区同一の指定管理者が運営を行っている。

4 等々力硬式野球場改築工事の状況

- 工事期間

当初、等々力緑地の再編整備(等々力硬式野球場改築)に伴って平成30年度に移転する計画であったが、その後、完成期限が平成30年9月末に変更となり、平成28年6月に工事に着手した。

さらに、工事開始後、①現状地盤(土壌)に含まれるゴミ、②現状地盤(土壌)の軟弱部分、③排水路等の地中障害、支持層が想定以上に深いことが判明し、現時点での完成時期は1年以上の遅れが生じ、平成30年度中の移転は不可能な状況から、等々力いきいの家の移転時期についても影響が生じている。

5 次期指定管理期間への対応

- 【次期指定管理期間についての庁内検討】
 - ・グルーピングの導入により、他の区内6箇所の施設と合わせ、保守委託業務や物品等の一括購入におけるスケールメリットや利用者意見・要望を情報共有により全体的な業務改善につながっていること。
 - ・グルーピング導入による効率的・効果的な管理運営のためには、指定管理期間を区内いきいの家と統一する必要があり、1年間の公募では事業者の採算性確保の問題や事務引継等により安定した利用者サービスの継続に支障を来す可能性があること。

- 【健康福祉局指定管理者選定評価委員会・高齢者施設部会からの意見】
 - ・現指定管理者(中原区社会福祉協議会)の平成26～28年度評価においては、概ね事業計画書に沿い、全体的に安定した管理・運営がなされている。
 - 等々力いきいの家については引き続き指定管理者制度を活用するとともに、次期指定管理期間については、他の区内6箇所のいきいの家と合わせ、平成30年度の1年間とした上、一体的で効率的・効果的な施設運営を行うことができる団体は現指定管理者の1団体に特定されることから、非公募による更新を行うべきである。

次期指定管理期間に関する方針：非公募による更新

6 指定管理期間及び硬式野球場整備のスケジュール

当初計画	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
等々力硬式野球場整備	硬式野球場工事期間(H28～H29)					
等々力いきいの家指定管理期間	第3期指定管理期間(4年間:H26～H29)		移転	第4期指定管理期間(H31～)		
区内6箇所いきいの家	第3期指定管理期間(5年間:H26～H30)			第4期指定管理期間(H31～)		

計画変更(案)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
等々力硬式野球場整備(見込み)		詳細調査(土壌・地盤)(H28～H29)	硬式野球場工事期間(H30～) ※竣工時期は変動の可能性あり			
等々力いきいの家指定管理期間	第3期指定管理期間(H26～H29)		移転	第4期指定管理期間(H31～)		
区内6箇所いきいの家	第3期指定管理期間(H26～H30)			第4期指定管理期間(H31～)		
議会	第4回定例会 非公募更新議案提出			第4回定例会 第4期指定管理 公募選定議案提出		